

I ブダペスト日本人学校 教育理念

- 1 文部科学省の認定校として、日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び関係法規に従って、初等中等教育を実施する。
- 2 人間尊重の精神に則り、一人一人の子供の持つ無限の可能性を伸ばす教育を推進する。
- 3 日本とハンガリー両国の文化交流、教育交流を図り、相互理解を深める教育活動を展開する。

II ブダペスト日本人学校 学校教育目標

- 主体的・意欲的に学び、より良い考えを導き出すことができる児童生徒の育成。
- 他者を認め、思いやると共に、自律して生活しようとする児童生徒の育成。
- 自らの健康を大切に、積極的に体力を高めようとする心身共に健康な児童生徒の育成。
- 異文化に興味関心を抱き、コミュニケーションを通して積極的に関わろうとする児童生徒の育成。

III 本校のいじめ問題の課題

- 1 いじめをいかに早い時期に発見できるか。
- 2 いじめに対しての迅速かつ適切な対処方法の検討。
- 3 SNSによるトラブルは表面化しない場合が多く、事態の把握が困難になりやすい。事前の指導はいかにあるべきか。
- 4 保護者との連携が重要である。いじめ問題が把握した際の保護者との連携をどのように進めるべきか。
- 5 在外教育機関では外部との連携がとりにくい。学校として支援が必要となった場合の連絡・相談先の確保。

IV いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

V 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、文部科学省、日本国大使館、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

VI 学校及び学校の教職員の責務

ブダペスト日本人学校の教職員は、基本理念にのっとり、ブダペスト日本人学校に在籍する児童・生徒の保護者、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、ブダペスト日本人学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する義務を有する。

VII 学校におけるいじめ防止等の対策について

1 組織について

(1) 名称 「いじめ問題対策委員会」

(2) 役割

①未然防止

ア、いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

②早期発見・事案対処

ア、いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割。

イ、いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

ウ、いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童・生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童・生徒への聴取やアンケート調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割。

エ、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

③学校基本方針に基づく各種取り組み

ア、学校基本方針に基づく取り組みの実施及び具体的な年間計画の作成や取り組みの実行、検証、修正を行う役割。

イ、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割。

(3) 定例会議

毎月 1回

(4) 組織の構成について

①構成員 (定例) 校長、副校長、教務主任、学部主任 (兼生徒指導)

(いじめ発覚時) 定例構成員に関係職員を加える。

②相談・通報窓口 副校長、学部主任

2 いじめの未然防止について

(1) 「わかる授業」を推進し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を、学校の教育活動全体を通じて養う。

(2) 障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で児童・生徒に対する指導・支援にあたる。

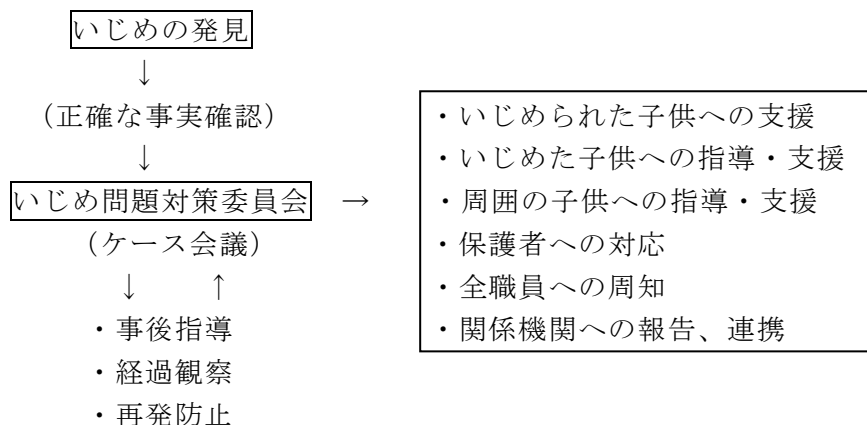
(3) 地域、家庭と一体となって取組を推進するため普及啓発活動に努め、いじめ問題への取組の重要性について認識を広める。

(4) 児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促すため、「人権作文」、「いじめ防止キャンペーン」等を実施する。

3 いじめの早期発見について

- (1) 日常の学級経営の充実を図るとともに、児童・生徒の観察・見守り等を丁寧に行い、その情報を教員間で共有する。
- (2) いじめの早期発見のため、児童・生徒対象アンケートを（年2回）、教育相談週間（年2回）を実施する。
- (3) 児童・生徒との教育相談実施後に、保護者との面談（年2回）を実施する。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるよう、必要な啓発活動や情報モラル研修（対象：児童・生徒、保護者、教職員）を行う。

4 いじめを認知した場合について（いじめ発見後の対応モデル）



- (1) いじめに係る情報を把握した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、正確な事実確認を行う。（「いじめ問題対策委員会」を中心に組織で対応）。また、必要に応じて文部科学省に報告を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、まず、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。また、周囲の子供への指導・支援も行う。
- (3) 安心して教育を受けられるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、学習が受けられる手立てを講じる。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、文部科学省や大使館と連携して対処する。
- (5) いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重要性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを

受けた児童・生徒やいじめを行った児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

②いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

VIII 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- (2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

2 対処の方法

- (1) 重大事案が発生した旨を、文部科学省と大使館に速やかに報告する。
- (2) 文部科学省や大使館と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は、「いじめ問題対策委員会」に、必要な人材を加えたものをこれに充てる。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果は、いじめを受けた関係児童・生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 文部科学省及び大使館へ報告する。
- (6) 調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

3 調査の主体

- (1) 文部科学省や大使館と協議の上、学校または大使館が調査の主体になる。
- (2) 文部科学省や大使館の判断により、特別な機関が調査する場合がある。
- (3) 文部科学省に調査内容を報告した後、文部科学省の判断により特別な機関が再調査をする場合がある。

IX 公表・点検・評価等について

1 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開する。

2 点検

「学校いじめ防止基本方針」の実施状況の自己点検の項目を決めて行う。

3 評価

- (1) 点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に取り組む。必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。
(P D C Aサイクルの確立)
- (2) いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童・生徒に寄り添っていかに関解決できたかを評価する。